

# 社団法人日本自閉症協会千葉県支部規約

社団法人日本自閉症協会千葉県支部

(名称及び事務所)

第1条 この会は、社団法人日本自閉症協会(以下協会と言います)千葉県支部(以下支部と言います)と呼び、事務所を千葉県内におきます。

(分会)

第2条 支部は分会をおくことができます。

(目的)

第3条 支部は協会の定款に基づき、千葉県内に生活する自閉症児・者が人の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を守り、本人とその家族の福祉の増進に寄与することを目的として活動します。

(事業)

第4条 支部は、前条の目的を達成するため次の事業を行います。

- (1) 自閉症児・者の教育、福祉、労働に関する相談、情報収集、研修及び事業
- (2) 自閉症に関する知識及び理解の普及並びに啓発
- (3) 会員への情報提供
- (4) 専門家、関係、機関等との協力及び連携
- (5) その他、目的達成に必要な事業

2. 支部は本条第1項の事業につき、千葉県自閉症協会に業務委託することができます。

(会員)

第5条 支部は千葉県下に生活する社団法人日本自閉症協会会員で構成します。

(運営)

第6条 支部の運営は、総会とそれに基づく役員会、事務局で行います。

- 2 総会は役員選任、事業報告及び会計報告、事業計画、予算の審議、規約の改廃、分会の設置、役員解任、並びにその他重要事項を決めます。
- 3 役員会は、総会の決議に基づき、年度計画、予算の執行、組織の見直しなど、支部運営に係わる重要事項を審議します。
- 4 事務局は、役員会の指示事項に基づき支部運営を行うと共に、役員会提出事項及びその他運営に関する事項の企画調整を行います。
- 5 その他、運営に関する必要事項は別に内規で定めます。

(総会)

第7条 定期総会は、年1回開催し、支部長又は、正会員の3分の1以上が必要と認めたときは臨時総会を開催することができます。

- 2 総会は正会員の過半数をもって成立します。但し、委任状をもって出席に代えることができます。
- 3 総会事項の決定は、出席者の過半数の賛成をもって承認されます。

(役員)

第8条 支部につきの役員をおきます。

支部長 1名  
副支部長 若干名  
事務局長 1名  
総務部長 1名  
会計 1名  
幹事 10名以上

- 2 役員は支部総会において選任します。尚、役員を選出方法は別に内規で定めます。
- 3 支部長、副支部長、事務局長、総務部長、その他の役員は互選とします。
- 4 役員任期は2年間とし再任も妨げません。なお役員が欠員したとき、補充した役員任期は前任者の残存期間とします。また、役員が辞任したとき、または任期満了の場合であっても、後任者が就任するまでの間、その職務を遂行します。
- 5 支部長は支部を代表し、会務を統括します。副支部長は支部長を補佐し、支部長事故ある時はこれ

を代行します。

- 6 役員は、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の決議により解任することができます。

(監事)

第9条 外部関係者より1名を役員会で推薦の上、総会において支部長が委嘱します。

- 2 監事の任期は役員の任期に準じます。

(事務局)

第10条 支部は事務局をおき、事務局に、総務部、を設置します。

(顧問)

第11条 支部は顧問をおくことができます。

(会計)

第12条 支部の運営経費は会費、各種助成金、寄付金、及びその他収入によります。会費については別に定める規則によります。

- 2 会計年度は4月1日より翌年3月31日までとします。
- 3 決算は監事による監査を経たのち、総会の承認を必要とします。
- 4 第4条第2項の規定により、千葉県自閉症協会（同協会という）に委託した業務の遂行に必要な経費は、これを同協会に支弁することができます。
- 5 前項の委託業務に関する経費が適切に使用されていることを監督するため、毎期、同協会の決算報告書の提出を義務付け、支部監事が監査します。
- 6 支部は社団法人日本自閉症協会会費の徴収を、同協会に委託します。
- 7 分会は社団法人日本自閉症協会としての会計は実施しないものとします。

(報告及び提出義務)

第13条 支部は日本自閉症協会支部設置規則に基づき、協会に事業計画、予算、事業報告及び決算報告を行い、この規約を改廃したときは、その規約を協会に提出します。

(解散)

第14条 支部を解散しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の同意を必要とします。

- 2 支部の解散に伴う残余財産は、協会資産に繰入します。

(規約の変更)

第15条 この規約の改廃は、役員会の決議を経て総会で審議して決めます。

(付則)

- 第1 この規約の施行は平成14年6月16日から施行します。
- 第2 この規約の施行は平成17年6月13日から一部改正して施行します。
- 第3 この規約は平成18年6月3日から一部改正して施行します。